

家庭菜園で有機JAS認定を目指す 認定事務局

ニューフェイス登場

米倉耕吉(耕) Mさん、今日はお客さんが来ているんだ。

M検査員(M) おや、どんなお客さんですか？

綾乃愛(愛) はじめまして。自然農法で家庭菜園をしている綾乃愛です。

米倉米子(米) 愛さんは、有機にとっても関心があつて、最近私たちの畑の一部で野菜を作り始めたんです。

愛私、師匠の自然農法に感動して、是非自分でも人を健康にできる野菜を作ってみたくて始めたんです。

M そうですか。それはいいですね。

認定を取得できる条件とは

米 愛ちゃんは凝り性でね、せっか

くだから有機JASの認定も取りたいって言い出したので連れてきたのよ。

M え？家庭菜園で認定を取るんですか？

愛 私にも認定は取れますか？

M それは条件さえ整えば取れないことはありませんが・・・(類は友を呼ぶというけど、米倉家に集まる人たちはどうしてこんなに変わった人が多いんだろうか)。

結城(一) Mさん、認定を取れる条件を彼女にもわかりやすく教えてもらえませんか。

M 認定を取得できる条件というのは、この連載でも何回も話してきたようにJAS法で定められている「認定の技術的基準」です。

愛 それってどういうものですか？

M 「認定の技術的基準(注1)」には、①生産及び保管に係る施設、②

生産行程の管理又は把握の実施方法、③そのための人員、④格付の実施方法、⑤そのための人員、という5つの条件が定められています。

愛 難しいそうですね・・・。

ほ場の条件

M まず①の生産及び保管に係る施設ですが、何はともあれ、有機栽培をしている圃場(田んぼや畑)があるということですね。

愛 たとえば、畑ではなくて、最近話題になってきている植物工場とかでもいいんですか？

M 有機栽培の基準を定めている「有機農産物の日本農林規格(以下、農林規格という)」では、土の力を発揮させて農産物を栽培することが求められています。ですから水耕栽培はダメなんです。

愛 わかりました。どれくらいの面積があれば申請できますか？

M それは特に決められていません。ですから、たとえ猫の額ほどの圃場でも可能と言えます。

金がかかるので、例えばたった1坪の畑のために毎年何万円も料金を払う人が果たしているかということですね。今まで自然農法センターで認定してきた中で一番小さい農家さんは、恐らく10a程度ではないかと思えます。

愛 ならば、私も認定を受けることはできるんですね。

M はい。ただ、有機管理を始めたらずぐに認定を受けられる、というわけではありません。

注1 「認定の技術的基準」：ここでは「有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準」を指しています。



耕 一定の年数が必要なんだよな。
米 どれくらい年の年数が必要だったかね、お師匠さん。

耕 それは、えーっと、そうそう、土が力を発揮できるようにするくらいの期間だよ。

M あながち間違いとも言えませんがね。農林規格では収穫までに概ね3年以上の間、土づくりをして収穫したものを有機農産物と定義しているんです。

結城則子（則） 化学肥料や農薬をずっと使ってこなかった放任地で栽培を始めればすぐに有機農産物と認められると思いますけれど、そうではないんですね。

有機で使える

肥料（資材）とは

愛 私は家から出る生ゴミやペットの排せつ物などを畑に入れているんですが、有機JASではどんな肥料が使えるんですか。

M 肥料（資材）が使えるかどうかの判断は、有機農産物の生産で最も厄介で難解なものです。

愛 例えば、人間やペットが食べられるものなら大丈夫ですか？

耕 愛ちゃん、そんな甘っちょろい

もんじゃないぜ、有機の世界は。この人も資材ではかなり苦労してきたからね。

一 師匠ほどの達人になると資材メーカーがサンプルを山ほど持つてきますからね。

耕 いやあ、それほどでもないがな。米 中身もよく確認もせずにメーカー担当者の「有機で使えます」という言葉を真に受けて畑に使ってしまったから、後でメーカーに確認したら、適合資材かどうかがなかなか確認できなくて大変だったわよね。

愛 なんだか大変そうですね。例えばウサギの糞は大丈夫ですよ。ウサギのお尻から出てきた糞だけならば大丈夫ですよ。でも、今はたいいていペット用のトイレに砂を敷き詰めていますよね。そうすると、その砂が農林規格に適合しているかを確認しないといけません。

愛 その砂まで確認するんですか。M はい。基本的に認定圃場に持ち込まれるものはすべて中身の確認が必要になるんですね。

愛 うちで使っているのは砂ではなくペレット状（粒状）の木材です。

則 水分を吸収するとペレットが崩れて粉状に戻るのよね。

M 牛や豚の場合は砂ではなく、おが屑や木材チップなどを畜舎に敷いているのでそれらを確認します。

一 「敷料」というんですね。M 木材由来のものは、木材が伐採されてから薬剤等が使われていないかを確認する必要があります。害虫に食べられないように薬剤にしたり、腐らないように薬剤で処理をすることがあるためです。でも畜舎で使っている敷料は、そこまでの追跡確認が困難な場合が多いので、確認はしなくてよいとしています。

耕 おが屑の確認だけでこんな騒ぎになるんだから、なかなか面倒なもんだらう、愛ちゃん。

愛 そうですね。

使っているものは

全て確認が必要

M ペレット材の話に戻りますが、

粒状に加工するために何かを添加している可能性があるの、どのように加工しているかを確認する必要があります。

愛 とことん面倒なんですね。

M またペットのトイレに消臭スプレーなどを使っている場合は、それも確認が必要です。

則 では、家畜の糞の場合もそういう確認をしているんですか。

M そういう薬剤等が排せつ物に使われていないかについて確認します。例えば、ハエを殺すための殺虫剤とかですね。

耕 まさにふんだり蹴ったりだね。則 家畜に食べさせるエサには制限があるんですか？

M いいえ、抗生物質が添加された餌や遺伝子組み換え飼料が入った餌でもOKです。

耕 ただ、抗生物質の入った餌を食べた家畜の糞はやはり畑に入れても分解が進みにくいそう。薬で無理やり菌を殺してしまうなんてことは自然の道理に叶っていないんだな。

米 さすがはあんた、忘れたところにいいことを言うね。

天然物由来ならOK？

愛 それから肥料についてのもう一つの疑問ですが、確かさつき、食べれるものだからOKとは限らないという話があったと思

ましたが。

M そうだったね。農林規格の別表

1に「食品工場及び繊維工場からの農畜産物由来の資材」があるんですが、その基準は「天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く）を行っていない天然物質に由来するものであること」です。

米 Mさん、この基準ってサラッと

読むと、原料が天然のものだったらいいますよ、と言っているように思えるんだけど、本当はそんな簡単な意味ではないんだったわよね。

M 実はそうなんですよ。「由来する

ものであること」とあるので、そう思ってしまうがちなんです。国が意図しているのはそういう意味ではなく、原料が天然物であると共に、化学的なものを添加したり、化学的な加工等をしてはいけない、というとても厳しい条件なんです。

耕 てえことはなんだい、例えば、

俺も生まれたときは無垢で穢れを知らなかったが、生まれてから今まで、間違ったことを一つでもやっちゃったら、その時点

で資格はなくなるということなのか？

M 例えに飛躍がありますが、まあ、

そんな感じですね。例としてコーンスターチ工場から副産される「コーン焼成灰」で説明してみますね。コーンスターチ工場ではトウモロコシを一晚、亜硫酸の希釈液に浸してから製造します。そして製品にならなかった粕を集めて焼却して「コーン焼成灰」ができるんです。この「トウモロコシ」という原料から「コーン焼成灰」という資材ができるまでの工程で化学的なものが使われていてはいけません、というのが先ほどの基準の意味なんです（注2）。亜硫酸は天然物ではないので、基準を満たしません。

愛 原料が天然のものだとか、食品

だということだけでは有機で使えるとは言えないのですね。Mなので、メーカーから資材証明書

を入手するなどして確認します。

誰が確認するのか

愛 それは使う人が自分で確認しな

いといけないんですか？

M はい、そうです。そういうこと

を判断するのが認定される人たちに求められている基準、つまり「認定の技術的基準」なんです。

でも資材の適否は専門的な知識を要することが多いため、登録認定機関（注3）の確認を受けてから使ってください、としているところが多いと思います。

米 だから、せっかく愛ちゃんが認

定を取ろうと一生懸命にやっても、使っている資材が有機で使えないものだったらダメなのよね。

愛 自分では有機で栽培しているつ

もりでも、国の基準に照らしたら外れていました、ということになってしまっただけです（畑に埋めたウサギの糞を掘り出さないと大変だ！）。

則 有機JASの認定を取らずに有

機栽培をしている農家さんは認定農家の倍くらいいると国では数字を出していますが、そういう農家さん達が、今の資材の例のように厳密な意味で国の有機の基準を満たしているかはわかりませんね。

愛 そういう意味では認定を取っている農家さんというのは、かな

り勉強して色々な制限をクリアしているんですからすごいことですよね。私、ますます師匠を尊敬します。

有機JAS使用可能

資材リスト登場

M 有機で使える資材かどうかを、

使う人や登録認定機関がその都度確認するのはとても効率が悪く手間がかかります。また、登録認定機関によって判断が分かれるケースもあるため、国は数年前に、有機JASで使用可能な資材のリストを作り、現在は民間機関に受け継がれています（注4）。まだ十分な数ではありませんが、徐々に増えてきていますので、一度確認してみてください。

（岩堀 寿）

注2：「有機農産物及び有機加工食品のJAS規格のQ&A」問15-3の答1

注3：登録認定機関 国が定めた「認定の技術的基準」を申請者が満たしているかを確認し認定する機関。国内に約60機関あります。

注4：<http://www.yuhyokyo.com/list/>